業 務 委 託 契 約 書

　宮崎県（以下「甲」という。）と　　　　　　　（以下「乙」という。）とは、建設産業就職相談会開催業務委託について、次のとおり契約を締結する。

　（目的）

第１条　甲は、甲が行う建設産業就職相談会の開催に関する業務（以下「委託業

務」という。）を乙に委託し、乙は、これを受託するものとする。

　（委託期間）

第２条　委託業務の委託期間（以下「委託期間」という。）は、契約締結の日から令和８年３月３１日までとする。

　（委託料）

第３条　委託業務の委託料（以下「委託料」という。）は、金　　　　　　円（消費税及び地方消費税額を含む。）とする。

　（契約保証金）

第４条 乙は、この契約の締結と同時に、契約保証金として金　　　　　　　円を甲に納付しなければならない。（契約保証金は、免除する。）

２ 甲は、乙がこの契約により生ずる義務を履行しないときは、前項の契約保証

　金を甲に帰属させることができる。

　（委託業務の処理方法）

第５条　乙は、委託業務を甲が別に定める建設産業就職相談会開催業務委託仕様書及び甲の指示に従って処理しなければならない。

　（再委託の禁止）

第６条　乙は、委託業務を第三者に再委託してはならない。ただし、あらかじめ

　甲の書面による承諾を得たときは、この限りでない。

　（権利の譲渡等の禁止）

第７条　乙は、この契約から生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は引き受

　けさせてはならない。

　（実地調査等）

第８条　甲は、必要があると認めるときは、委託業務の実施状況、委託料の使途

　その他必要な事項について報告を求め、又は実地に調査することができる。

　（成果品等の提出）

第９条　乙は、委託業務を完了したときは、直ちに成果品及び業務の成果に関する報告書（以下「成果品等」という。）を甲に提出しなければならない。

２　甲は、成果品等を受理したときは、その内容を検査し、合格又は不合格の旨

を乙に通知するものとする。

３　乙は、前項の規定による不合格の旨の通知があったときは、甲の指定する期

　間内にその指示に従いこれを補正しなければならない。前２項の規定は、この

　項の規定による補正について準用する。

４　第２項（前項後段において準用する場合を含む。）の検査及び前項前段の補

　正に要する費用は、乙の負担とする。

　（委託料の請求及び支払）

第１０条　乙は、甲から前条第２項（同条第３項後段において準用する場合を含

　む。）の規定による合格の旨の通知があったときは、甲に委託料の支払請求書

　を提出するものとする。

２　甲は前項の規定による支払請求書の提出があったときは、その日から起算し

　て３０日以内に乙に委託料を支払うものとする。

３　甲がその責めに帰すべき理由により前項に規定する期間内に委託料の全部又

　は一部を支払わない場合には、乙は、甲に対して、遅延日数に応じ，未受領金

　額に政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和２４年法律第２５６号）第

　８条第１項本文に規定する財務大臣が決定する率の割合で計算した額に相当す

　る金額を請求することができる。

　（書類の整備及び保存）

第１１条　乙は、委託業務に係る収入及び支出を明らかにするため、委託業務に

　係る会計を他の事業に係る会計と区分して経理するとともに、関係書類を整備

　しなければならない。

２　乙は前項の関係書類を委託業務の終了した日の属する年度の終了後５年間保

　管しておかなければならない。

　（契約の解除等）

第１２条　甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除す

　ることができる。

　⑴　乙がこの契約に違反したとき。

　⑵　乙が委託期間内に委託業務を完了する見込みがないと認められるとき。

　⑶　乙が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第

　　７７号）第２条第２号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）、同条

　　第６号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団若しく

　　は暴力団員と密接な関係を有するものであると認められるとき。

　⑷　乙の役員等（乙の役員又は支社、支店若しくは営業所の代表者をいう。）

　　が、暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者である

　　と認められるとき。

２　甲は、前項の規定による契約の解除によって生じた乙の損害については、そ

　の賠償の責めを負わないものとする。

３　甲は、第１項の規定によりこの契約を解除した場合において、必要があると

認めるときは、既に履行された委託業務の全部又は一部について委託業務の報告書の提出を求め、当該部分に対する委託料相当額を乙に支払うものとし、その額は、甲乙協議の上、定めるものとする。

（損害賠償）

第１３条　乙は、この契約に定める義務を履行しないために甲に損害を与えたと

　きは、その損害を賠償しなければならない。

２　乙は、委託業務の実施について第三者に損害を与えたときは、その損害を賠

　償しなければならない。

　（秘密の保持）

第１４条　乙は、委託業務の処理上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

２　前項の規定は、委託期間が満了し、又はこの契約が解除された後においても

　なおその効力を有するものとする。

　（個人情報の保護）

第１５条　乙は、委託業務を処理するため個人情報を取り扱うに当たって、別記１個人情報取扱特記事項を遵守しなければならない。

　（情報セキュリティ対策）

第１６条　乙は、委託業務を処理するためネットワーク、情報システム及び情報

　資産を取り扱うに当たって、別記２情報セキュリティ関連業務特記事項を遵守

　しなければならない。

　（著作権）

第１７条　乙は、委託業務の履行に当たって、第三者の著作権を侵害してはなら

　ない。

２　乙は、甲から第９条第２項の検査（同条第３項後段において準用する場合を含む。）に合格した旨の通知を受けた日をもって成果品等の著作権（著作権法（昭和４５年法律第４８号）第２１条から第２８条までに規定する権利をいう。以下同じ。）を甲に無償で譲渡し、以後、著作者人格権（著作権法第１８条第１項、第１９条第１項及び第２０条第１項に規定する権利をいう。）を主張しないものとする。

３　前項の成果品等の全部又は一部に乙が従前から保有する著作権その他の知的

財産権が含まれていた場合は、前項の規定にかかわらず、当該知的財産権は乙に帰属する。この場合において、甲は、成果品等を利用するために必要な範囲内に限り、これを無償かつ非独占的に利用することができる。

４　成果品等に係る著作権について第三者と紛争が生じたときは、乙は、直ちにこれを甲に報告し、乙の責任と費用負担において解決するものとする。

　（費用の負担）

第１８条　この契約の締結及び履行に関し必要な費用は、乙の負担とする。

　（協議等）

第１９条　前各条に定めるもののほか、この契約の履行に関し必要な事項は、宮

　崎県財務規則（昭和３９年宮崎県規則第２号）第６章の定めるところによるも

　のとし、この契約に定める事項について疑義が生じた場合又はこの契約若しく

　は同章に定めのない事項については、甲乙協議の上、定めるものとする。

　この契約の成立を証するため、本書２通を作成し、甲乙記名押印の上、各自１

通を保有するものとする。

　　令和７年　月　　日

甲　宮　崎　県

　　宮崎県知事　河　野　俊　嗣

乙

別記１

個人情報取扱特記事項

　（基本的事項）

第１　乙は、個人情報（生存する個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）をいう。以下同じ。）の保護の重要性を認識し、委託業務の処理に当たっては、個人の権利利益を害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

　（秘密等の保持）

第２　乙は、委託業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせてはならな　い。この契約が終了し、又は解除された後も同様とする。

（収集の制限）

第３　乙は、委託業務を処理するために個人情報を収集するときは、その利用目的を特定し、利用目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ適正な方法により収集しなければならない。

　（目的外利用及び提供の禁止）

第４　乙は、委託業務の処理に関して知り得た個人情報を当該事務の利用目的以外の目的のために利用し、又は第三者に提供してはならない。ただし、甲の指示があるとき、又はあらかじめ甲の承認を得たときは、この限りでない。

（適正管理）

第５　乙は、委託業務の処理に関して知り得た個人情報について、漏えい、滅失又は毀損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

　（事務所内からの個人情報の持ち出しの禁止）

第６　乙は、委託業務の処理に関して知り得た情報を、甲の事業所の外に持ち出して　はならない。ただし、甲の指示があるとき、又はあらかじめ甲の承認を得たときは、

　この限りでない。

　（複写又は複製の禁止）

第７　乙は、委託業務を処理するために甲から提供を受けた個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。ただし、あらかじめ甲の承認を得たときは、この限りでない。

　（再委託の禁止）

第８　乙は、本契約第６条に定める場合を除き、この契約による個人情報を取り扱う　業務を第三者に再委託してはならない。

　（漏えい等の事案発生時の対応）

第９　乙は、委託業務の処理に関して知り得た個人情報の漏えい等の事案が発生し、

　又は発生したおそれがある場合には、直ちに甲に報告するものとする。この場合に

　おいて、甲及び乙は、当該事案の拡大及び再発を防止するために必要と認められる

　措置を講じなければならない。

２　前項の場合において、甲及び乙が講ずべき措置については、安全管理措置の実施状

況、当該事案によって当該個人情報に係る本人が被る権利利益の侵害の状況並びに当

該事案の内容及び規模等に鑑み、甲乙協議の上、定めるものとする。

　（損害賠償）

第１０　乙は、自己の責に帰すべき事由により、委託業務の処理に関して知り得た個　人情報の漏えい等の事案が発生し、甲に被害が生じた場合は、これを賠償する責任　を負うものとする。

　（資料の返還等）

第１１　乙は、委託業務を処理するために甲から提供を受け、又は乙自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等は、この契約の終了後直ちに甲に返還し、引き渡し、又は廃棄するものとする。また、当該個人情報を電磁的に記録した機器等は、確実に当該個人情報を消去するものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

２　乙は、前項の規定による廃棄又は消去について、その実施状況を記録に残さなければならない。

３　乙が第１項の既定による廃棄又は消去を行った場合は、乙は、甲に対し、速やかに廃棄又は消去を行った旨の証明書を交付しなければならない。

（従事者等の特定）

第１２　乙は、この契約による業務に従事する者及びその管理責任者（以下「従事者等」という。）を特定し、その管理及び実施体制について、甲に書面で報告しなければならない。なお、当該報告をした後にその内容が変更になった場合も同様とする。

　（従事者等に対する教育等）

第１３　乙は、従事者等に対し、個人情報の取扱いについて、必要かつ適切な監督及　び教育をしなければならない。

２　乙は、従事者等が退職する場合は、当該業務に関して知り得た個人情報に関する退

職後の秘密保持義務についての誓約書の提出を求める等、個人情報の漏えいを防止す

るために必要と認められる措置を講ずるものとする。

　（特記事項の遵守状況の報告）

第１４　乙は、甲から求めがあったときは、この特記事項の遵守状況について、甲に　対して報告しなければならない。

（事故報告）

第１５　乙は、この特記事項に違反する事態が発生し、又は生じるおそれのあること　を知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。この契約が終　了し、又は解除された後においても同様とする。

別記２

情報セキュリティ関連業務特記事項

（基本的事項）

第１　乙は、情報セキュリティ対策の重要性を認識し、この契約による業務の処理に当たっては、乙が受託者として守るべき内容を十分理解するとともにこれらを遵守しなければならない。

（情報資産の取扱い）

第２　乙は、情報資産（複製されたものを含む。以下同じ。）を外部へ持ち出す場合には、甲の許可を受けなければならない。

第３　乙は、情報資産が記録された記録媒体を外部へ持ち出す場合には、盗難、紛失、不正コピー等の防止対策を厳重に行わなければならない。

第４　乙は、情報資産が記録された記録媒体を廃棄する場合には、情報を復元できないよう物理的破壊を行った上、甲の承認を受けなければならない。

（機器等の取扱い）

第５　乙は、使用する機器、記録媒体等を第三者に使用され、又は情報を閲覧されることのないよう厳重に管理しなければならない。

（ＩＤ及びパスワードの取扱い）

第６　乙は、甲から使用する機器のＩＤ及びパスワードを与えられた場合は、当該情報の漏えい等が発生しないよう厳重に管理するとともに、当該業務の利用目的以外の目的のために利用し、又は第三者に提供してはならない。

（機器構成の無許可変更の禁止）

第７　乙は、業務の遂行に当たりネットワーク又は情報システムを構成する機器の増設又は交換が必要な場合には、甲の許可を受けなければならない。

（ネットワークへの無許可接続の禁止）

第８　乙は、機器端末等をネットワークへ新規接続する場合又はネットワークに接続している機器端末等を他ネットワークへ変更接続する場合は、甲の許可を受けなければならない。

第９　乙は、業務の遂行に当たり乙が所有する機器端末等をネットワークへ接続する必要がある場合は、甲の許可を受けなければならない。

（ソフトウェアの無許可導入、更新又は削除の禁止）

第１０　乙は、情報システムで使用する端末等においてソフトウェアの導入、更新又は削除を行う場合には、甲の許可を受けなければならない。

（コンピュータウィルス対策）

第１１　乙は、外部から記録媒体によりファイルを取り入れる場合は、必ずウイルスチェックを行わなければならない。

（従事者への周知）

第１２　乙は、この契約による業務に従事する者及び従事した者に対して、在職中及び退職後においても当該業務に関して知り得た情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないこと等、情報セキュリティ対策に関し、必要な事項を周知させなければならない。

（事故報告）

第１３　乙は、情報資産が侵害され、又は侵害されるおそれがある場合には、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

第１４　乙は、ネットワーク又は情報システムの異常や障害を発見した場合には、速やかに甲に報告しなければならない。

（法令遵守）

第１５　乙は、業務の遂行において使用する情報資産について、次に掲げる法律を遵守し、これに従わなければならない。

(1) 不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成１１年法律第１２８号）

(2) 著作権法（昭和４５年法律第４８号）

(3) 個人情報の保護に関する法律（平成１５年法律第５７号）